

# マイナンバー法案に係る 厚生労働省関係の業務について

平成24年4月5日

厚生労働省

# 行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案 (マイナンバー法案) への対応について

## 1. マイナンバー法案でできるようになること(社会保障分野)

### (1) 行政事務の効率化

- 社会保障分野の事務実施主体が、サービス利用者からの添付書類によらずとも、所得情報や様々な現金給付の受給状況等を把握できるようになり、給付間の併給調整等を的確・効率的に行うことができる。

### (2) 手続の簡素化・利用者の負担軽減

- 社会保障サービスの利用者からすれば、サービスの申請等にあたって、所得証明書等の書類の提出が不要になる。

### (3) 具体例

- 傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認ができるようになる。
- 国民年金保険料の免除申請に関する手続で、所得証明書の提出が不要となる。

## 2. 事務実施主体に求められる対応等

### (1) マイナンバーに紐づく個人情報の保護

- マイナンバーを取り扱う事務実施主体は、マイナンバーに紐付けて管理する個人情報について、必要な保護措置をとらなければならない。また、第三者機関に対して、情報保護評価報告書を提出することが必要。
- マイナンバーに紐付いた個人情報の漏えい等について、事務実施主体だけでなく、職員等の個人に対しても罰則が課される。

### (2) システム改修等

- 制度導入当初には、それぞれの事務実施主体において、管理する個人情報とマイナンバーを結びつける作業が必要となる(初期突合)。その際、住基ネットから4情報とマイナンバーの提供を受けることとなる。
- 新たに開発する「情報提供ネットワークシステム」に接続するためのシステム改修等の対応が必要となる。

### 3. スケジュール

- 昨年12月に示された「社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ」では、
  - ・ 27年1月以降順次マイナンバーの利用開始
  - ・ 28年1月より情報提供ネットワークシステム・マイポータルについて国の機関間の連携から開始
  - ・ 28年7月を目途に地方公共団体との連携についても開始とされている。

社会保障分野については、

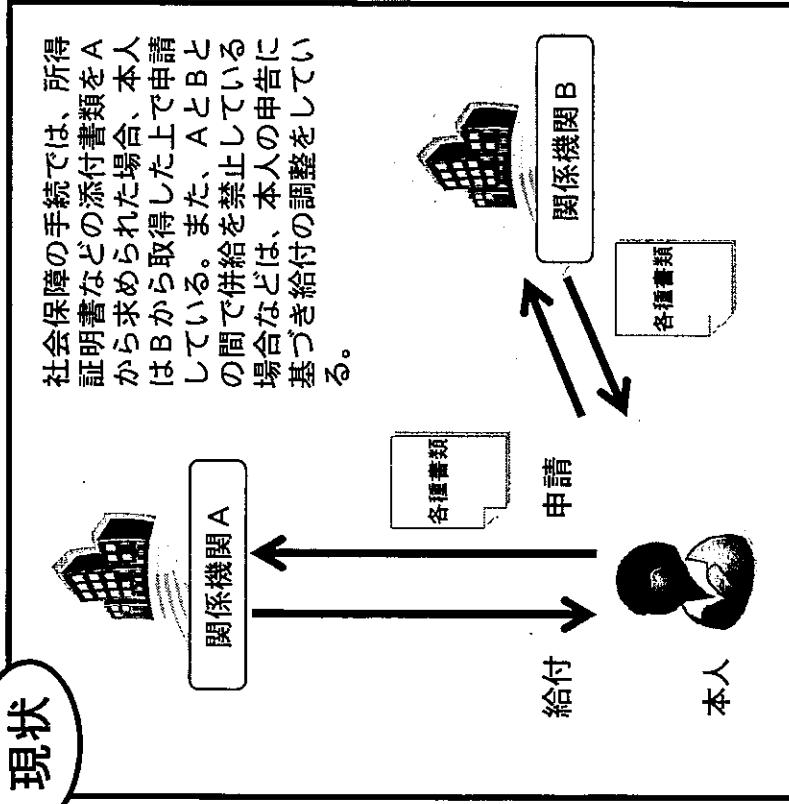
- ・ 27年1月から、年金の相談・照会などマイナンバーが様々な手続に使えることを目指すとともに、今後の情報提供ネットワークシステムやマイポータルの設計にもよるが、
  - ・ 年金と労働保険間の連携など、国の機関間で情報連携を行う事務については、28年1月から、
  - ・ 医療保険や介護保険、福祉分野など、国と地方自治体との間や地方自治体の間などで情報連携を行う事務については、関係機関も多岐にわたるため、28年7月から、
- の導入を目指し、準備を進めていきたい。

### 4. 医療等個別法の必要性

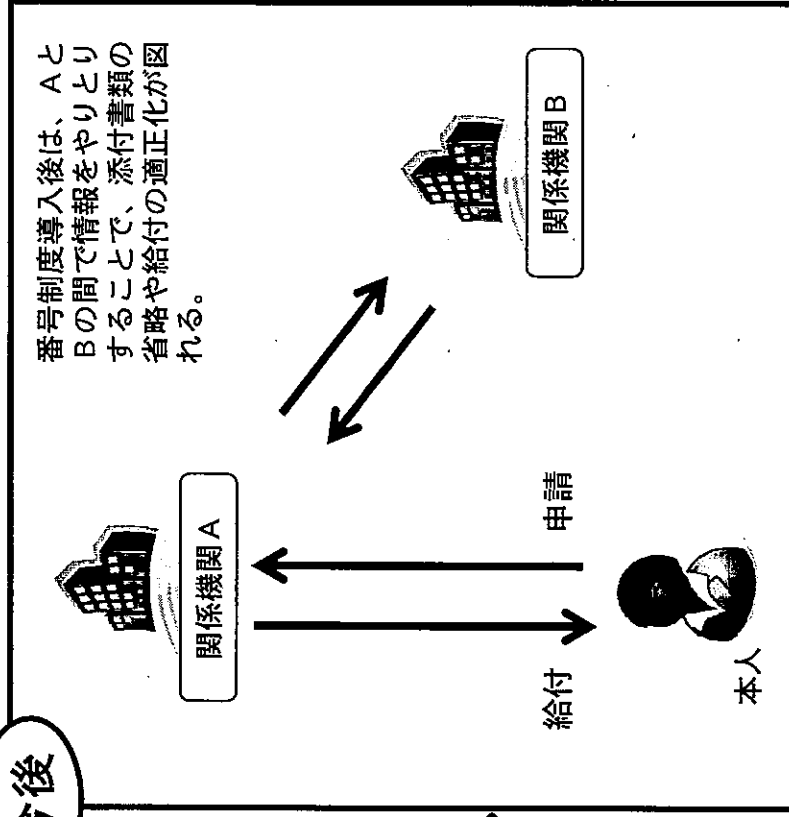
- 個人の生命・身体・健康等に関わる情報が含まれる医療等の分野については、番号法とは別にその機微性に配慮した特別法を検討し、平成25年の通常国会に提出する。

# 社会保障分野においてできるようになること

現状



今後



## ① 所得証明書等の添付省略

→ 国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

## ② 住民票の添付省略

→ 未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

## ③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→ 傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等